

## 文化ボランティア登録基準

### (趣旨)

第1条 「大田文化の森運営協議会」に登録したボランティアを「文化ボランティア」と称する。文化ボランティアとは、「大田文化の森運営協議会」が行う多彩な催しを企画・立案し、またそれらの実施にあたってはその催しが成功するようにあらゆる方面から文化活動を支える者である。

### (資格要件)

第2条 大田区在住又は在勤している方。  
2 ボランティア活動に意欲がある方。  
3 第1条の趣旨に賛同できる方。

### (種類及び活動内容)

第3条 文化ボランティアの種類及び活動内容は、おおむね次の通りとし、必ずいずれかを選択する。複数選択も可とする。

- (1) 企画提案ボランティア  
運営協議会で実施する企画を提案する。
- (2) 企画サポートボランティア  
承認された企画について、受付や会場案内、及び保育等、企画運営にあたってサポートを行う。
- (3) 発送ボランティア  
情報誌等の発送作業をサポートする。
- (4) 展示ボランティア  
1階展示スペース、4階ふれあいギャラリーの展示をサポートする。
- (5) 広報ボランティア  
各企画・イベントにおいて、記録をとる。

### (登録の申請)

第4条 ボランティア登録を希望する方は、「文化ボランティア登録申請書」(第1号様式)(以下「申請書」という)に必要な事項を記入し、大田文化の森運営協議会事務局(以下「事務局」という)に提出するものとする。

2 前項の規定により登録の申請があったときは、運営委員会にて内容を審査して登録の可否を決定し、「文化ボランティア登録承認書」(第2号様式)(以下「登録承認書」という)または「文化ボランティア登録不承認書」(第3号様式)(以下「登録不承認書」という)により、その審査結果を申請者に送付するものとする。

(登録の変更)

第5条 文化ボランティア登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに事務局に届け出るものとする。

(登録の更新)

第6条 文化ボランティア登録者は、原則として1年毎に、申請書(第1号様式)により、登録更新の手続きを行うものとする。

- 2 事務局は前項の規定により更新の申請があったときは、内容を審査して更新の可否を決定し、「登録承認書」(第2号様式)または「登録不承認書」(第3号様式)により、その審査結果を申請者に送付するものとする。

(登録の取消)

第7条 文化ボランティア登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取消すものとする。  
ただし、以下の(3)に該当する場合には、運営委員会にて審査をおこなう。

- (1) 登録者から申請書(第1号様式)等により取消の申請があったとき。
- (2) 登録の更新手続きを行わなかったとき。
- (3) 登録者として不適格と認められる以下の行為を行ったとき。
  - ① 法令に違反する行為
  - ② 大田文化の森条例、大田文化の森条例施行細則、大田文化の森運営協議会運営要綱、大田文化の森運営協議会事業活動助成金交付要綱及び大田文化の森運営協議会会則等に違反する行為
  - ③ 大田文化の森運営協議会の事業運営に支障を来す恐れのある行為
  - ④ 暴言、ストーカー行為、暴力的行為等により人に迷惑をかける行為
  - ⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に違反する行為
  - ⑥ 政治的、宗教的及び営利的な行為

(登録情報の管理)

第8条 事務局は、申請者から申請された情報を取りまとめ、適正に管理する。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要と思われる事項は別に定める。

附則1 この基準は平成27年9月8日制定、平成28年1月1日から施行する。